

12歳以下で接種を受ける場合

保護者以外の方が同伴する場合は委任状が必要です

(※コピーして使用してください。)

12歳以下のお子さんが予防接種を受ける場合、保護者(父、母、後見人)が同伴することが原則ですが、保護者がやむを得ない理由により同伴できない場合は、この委任状が必要になります。

保護者がこの委任状に必要な事項を記入し、代理者(同伴者)欄は代理者が自署してください。委任状は、予診票と一緒に医療機関の受付にお出してください。予診票内の保護者自署欄は、代理人が子どもの診察後に記入します。

●保護者の代理となれる人

- ①予防接種を受けるお子さんの健康状態を普段からよく知っている親族(祖父母等)
- ②当日受ける予防接種(病気と副反応について)及び予診票の内容をよく理解している人

きりとりせん

令和 年 月 日

定期予防接種委任状

保護者(委任者) 住所 森町 _____

氏名(保護者自署) _____

緊急時の連絡先(電話番号) _____

私は、下記代理人に次の予防接種に関する一切の権限を委任します。

予防接種の種類 接種するものを で囲む

五種混合 (1回目・2回目・3回目・追加)
二種混合 / BCG / B型肝炎 (1回目・2回目・3回目)
ヒブワクチン 小児用肺炎球菌ワクチン (1回目・2回目・3回目・追加)
麻しん風しん混合 (1期・2期) / 水痘 (1期・2期)
日本脳炎 (1期:1回目・2回目・追加 2期)
ロタリックス (1回目・2回目) / ロタテック (1回目・2回目・3回目)
ヒトパピローマウイルスワクチン (1回目・2回目・3回目)

予防接種を受けるお子さんの名前 _____

代理者(同伴者) 住所 _____

氏名(代理者自署) _____

予防接種を受けるお子さんとの関係(続柄) _____

連絡先(電話番号) _____